

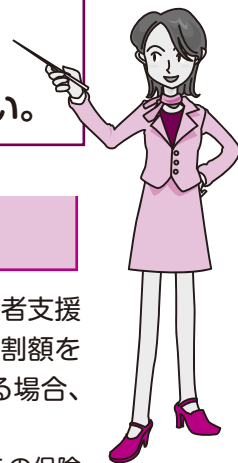
# 国民健康保険だより

発行／大和郡山市保険年金課 平成27年7月15日

## ～平成27年度の国民健康保険税について～

**【7月中旬に平成27年度国民健康保険税納税通知書を発送します。】**

発送しても何らかの事情により配達できず、返送されてくる場合があります。  
7月21日を過ぎても保険税の納税通知書が届かない人はご連絡ください。



### 国民健康保険税の算出方法

世帯内の国民健康保険加入者(0歳～75歳未満)について、1人ずつ医療給付費分・後期高齢者支援金分の所得割額・均等割額を計算し、その合計額に医療給付費分・後期高齢者支援金分の平等割額を加えた額がその世帯の保険税額となります。なお世帯内に40歳以上65歳未満の加入者がいる場合、その人の介護納付金分として所得割額・均等割額・平等割額が加算されます。

※年度の途中で75歳になられる人の保険税は、月割りで計算しています。なお、75歳になられてからの保険料については、別途後期高齢者医療保険から通知されます。

### 平成27年度 税率表

区 分	医療給付費分(すべての人)	後期高齢者支援金分(すべての人)	介護納付金分(40歳～64歳の人)
所得割額	(*所得-基礎控除33万円)×8.0%	(*所得-基礎控除33万円)×2.0%	(*所得-基礎控除33万円)×2.4%
均等割額	1人あたり25,200円	1人あたり7,200円	1人あたり8,400円
平等割額	1世帯24,000円	1世帯6,000円	1世帯6,000円
課税限度額	51万円	16万円	14万円

\*前年中の所得を基準としています。

### 保険税の納付はお忘れなく

保険税は国民健康保険加入者の医療費にあてられる大切な財源です。納税通知書が届いたら、通知書に記載の納付場所で、納期内にお納めください。なお、普通徴収(年金天引き以外)の人は、預金口座から自動的に納めることのできる口座振替をぜひご利用ください。(※口座振替をご利用された場合、「口座振替済のお知らせ」を税務申告の時期に合わせて、翌年の1月頃に発送します。)

**保険税の納付が困難なときは、お早めにご相談ください。**

やむを得ない事情により保険税の納付が困難な場合には、分割納付などの相談をお受けします。  
滞納のままにせず、お早めに担当窓口までお越しください。



## 医療費が高額になると見込まれる人へ

同じ月内にひとつの医療機関等で支払う医療費が限度額を超える場合は、あらかじめ国民健康保険に「限度額適用認定証」の交付を申請し、医療機関等で提示すると支払いが限度額までとなります。

\*入院・外来は別計算になります。

\*非課税世帯の人が入院時に認定証を提示した場合、食事代も減額されます。

### 〈対象者〉

**保険税を完納している70歳未満の人、  
70歳以上で非課税世帯の人**

\*70歳以上で課税世帯の人は、高齢受給者証を提示すると支払いが限度額までになりますので、認定証は必要ありません。

### 〈限度額適用認定証の交付申請に必要なもの〉

①保険証 ②印鑑

### 〈有効期限〉 申請月の1日～7月31日

\*認定証の有効期限を過ぎた場合、自動的に更新されません。

8月1日以降も認定証が必要な人は、更新の手続きをして下さい。

### 〈限度額（月額）〉

#### 70歳未満の人の場合

所得区分	世帯単位
上位ア	252,600円+(医療費-842,000円)×1%
上位イ	167,400円+(医療費-558,000円)×1%
一般ウ	80,100円+(医療費-267,000円)×1%
一般工	57,600円
非課税才	35,400円

\*認定証を申請し忘れた時や、複数の医療機関等で高額の医療費を支払った時は申請すると、限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。  
(高額療養費の支給には、最短で3ヵ月程度かかります)

#### 70歳以上の人の場合

所得区分	外来+入院 (世帯単位)	
	外来(個人単位)	
現役並み所得	44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1%
一般	12,000円	44,400円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

「高額療養費」の申請に必要なもの  
①保険証 ②印鑑 ③領収書 ④世帯主名義の口座のわかるもの  
(注)70歳未満の人の場合、1つの病院で21,000円を超えない場合は合算の対象にはなりません。

国民健康保険限度額適用認定証											
交付年月日 平成××年8月1日											
記号	奈 3	番号	099999								
世帯主	住所	大和郡山市北郡山町248番地4									
	氏名	郡山 太郎	男・女								
適用対象者	氏名	郡山 太郎	男・女								
	生年月日	昭和55年 5月 5日									
発効期日	平成××年 8月 1日										
有効期限	平成〇〇年 7月31日										
適用区分	ウ										
保険者番号並びに 保険者の 名称及び印	<table border="1"> <tr> <td></td><td></td><td>2</td><td>9</td><td>0</td><td>0</td><td>3</td><td>1</td> </tr> </table> 奈良県大和郡山市北郡山町248番地4 大和郡山市 (連絡先 0743-53-1151)					2	9	0	0	3	1
		2	9	0	0	3	1				

## 新しい高齢受給者証をお送りします

70歳～74歳(昭和15年8月2日～昭和20年8月1日生)の人に、高齢受給者証を交付します。自己負担割合が記載されていますのでご確認ください、医療機関等を受診の際は保険証と一緒に提示してください(提示がないと、3割負担になる場合があります)。

高齢受給者証の有効期限は平成28年7月31日までの1年間です(保険証の有効期限とは異なります)。期限の過ぎた受給者証は各家庭で処分していただいで結構ですが、誤って処分しないように注意してください。

